

(案)

静岡県立こども病院電子カルテシステムクライアント機器等賃貸借契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別紙「静岡県立こども病院電子カルテシステムクライアント機器等賃貸借入札仕様書」（以下「入札仕様書」という。）に基づき機器等を取得し、甲に賃貸するものとする。

また、乙は、甲に対して適切な操作方法を指導するとともに、常に正常な状態で稼動するように保守を行うものとする。

（契約期間）

第2条 賃貸借契約期間は、平成28年6月1日から平成33年5月31日までとする。

（設置場所及び数量）

第3条 機器等の設置場所及び数量は、入札仕様書記載のとおりとする。

（賃貸料の額）

第4条 機器等の保守料を含む賃貸借の費用（以下「賃貸料」という。）は、総額
円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

第5条 前条の賃貸料は、別紙「月額賃貸料一覧表」により、甲が乙に支払うものとする。

2 乙は、当該月分の賃貸料を翌月の10日までに甲に請求し、甲は請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（管理義務）

第6条 甲は、善良な管理者の注意をもって、機器等を使用するものとする。

（保守責任）

第7条 乙は、甲の使用に支障のないよう、当該機器等に動産総合保険を付保すると共に、機能維持のための保守又は修理（以下「保守等」という。）の責任を負うものとする。

2 前項に要する経費は賃貸料に含まれるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって、動産総合保険により補填されない修理若しくは調整の必要が生じたときの費用については、この限りではない。

（オンサイト保守）

第8条 乙は、甲から、機器の故障等、障害の通知を受けた時は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。ただし、甲が特に必要と認めた場合、センドバック保守による作業を許可する場合もある。なお、乙は、甲の承認を得て、引き続き前条の予防保守を実施し、次の予防保守に代えることができるものとする。

2 乙は、機器が修理不能な場合には、同等の性能を有する代替機器を甲に提供する。

（特別な保守）

第9条 甲は、第7条、第8条以外に機器等について特別な保守を必要とする場合は、あらかじめ乙に通知してこれを行わせることができる。ただし、特別な保守に要する費用は本契約に含まないものとする。

（保守報告書の提出等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、保守等の処理状況を乙に報告させることができる。

（機器等の引渡し）

第11条 乙は、当該機器等を所定の納期までに、完全な状態で甲の指定する場所に搬入し、甲

に引き渡す義務を負う。搬入に要する費用はすべて乙の負担により行うものとする。

（機器等の返還）

第12条 甲は、契約期間の満了又は契約の解除により機器等を返還する場合は、機器等の引渡しを受けた当時の原状に復して返還しなければならない。

2 乙は、甲から返還された機器等を使用する場合には、全てのデータが完全に削除されていることを確認してから使用しなければならない。この際、再生可能なデータ等の存在が確認された場合には、これを再生ができないように完全に削除しなければならない。

（再リース）

第13条 甲は前条の規定にかかわらず、第2条に定める賃貸借契約期間の満了日までに書面で申し出ることにより、引き続き当該満了日の翌日から機器等の賃貸借（以下「再リース」という。）を受けることができるものとする。

2 再リース料は、甲と乙との間で見積合わせにより決定するものとする。

（機器等の撤去）

第14条 乙は、契約期間の満了又は契約の解除後速やかに機器等を撤去するものとする。この場合において、撤去、輸送費及び廃棄料等に要する費用はすべて乙の負担により行うものとする。

（立入権）

第15条 乙、又は乙の委託を受けた者は、機器等の納入、管理又は保守等のため、その都度甲の許可を得て、機器等の設置場所に立ち入りできるものとする。この場合において、当該の者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

（損害賠償）

第16条 甲が故意又は重大な過失により機器等に損害を与えた場合は、乙は甲に対してその賠償を求めることができる。

（秘密の保持）

第17条 乙又は乙の委託を受けた者は、この契約を履行する上で知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。

2 乙又は乙の委託を受けた者は、前項に関する事項を他の目的に利用してはならない。

3 乙又は乙の委託を受けた者が、第1項及び第2項に違反し、甲がその信用を脅かされ又甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対してその賠償を求めることができる。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第19条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の他、甲は、乙が下記の条項に適合したときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により第7条及び第8条の履行を怠り、甲の業務に重大な支障を与えたとき。

(2) 契約の履行に必要な許可、免許、登録各種資格等が取消又は抹消されたとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(4) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- (5) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (6) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (7) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

4 この契約の全部または一部が解除された場合において、契約違反者（前項に規定する場合を含む。）は、その相手方に損害を与えたときには、直ちにその損害を賠償しなければならない。なお、甲がこの契約に違反した場合の乙の損害は、解約月及び未経過期間の賃貸料（税込）の総額とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約から生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（合意管轄）

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（雑則）

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めることとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

（甲） 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立こども病院
院長 田中 一成

（乙）

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しよう

とする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（取得の制限）

第8条 乙は、本件業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

第11条 乙は、本件業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から本件業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 乙は、本件業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、本件業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、本件業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化处理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第12条 乙は、本件業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
（事故発生時の対応）

第13条 乙は、本件業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（立入調査等）

第14条 甲は、本件業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。